# 「組合員ホール さくら」利用規程

## 1. 利用目的

組合員の生協活動を盛り上げること、様々な行事を行うことで組合員が集う拠点とする。

# 2. 使用の優先順

- 1 生協が主催するもの 支部会議、運営委員会、班会等
- 2 組合員を対象とするもの 趣味の集まりやサークル活動
- 3 他団体が主催するもの

## 3. 利用時間

 $9:00\sim21:00$ 

# 4. 利用方法

予約の受付は6ヶ月前からとする。受付時間は8:30~17:00(日曜日を除く)初回申込時に利用申込用紙に記入し、在宅総合センター事務室に提出する。 以降の予約は、電話で在宅総合センター事務室に申し込む。

開始時は事務室で鍵を受け取り、終了後は戸締りして返却する。返却時職員が不在の場合は、返却ボックスへ投函する。

使用後は空調や照明のスイッチを切り、机等の配置をもとに戻し、掃除を行う。

# 5. 他団体への貸し出し

申込者が組合員の場合に限り使用を認める。

#### 6. 利用上の注意

敷地内は禁煙

アルコール類の持ち込みは禁止

大きな騒音が発生する等付近住民の迷惑となるような催しは禁止掃除や注意事項を怠った団体へは以後の貸し出しを禁止

#### 7. 改廃

この規程の改廃は、在宅総合センター管理会議において行う。

#### 8. 附則

2014年4月21日より施行とする。

2016年5月17日改訂する。